政令第二百四十三号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年七月三十一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四十四号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第九十八号）第二十一条の二十四第一項第一号、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二十条の三第二項並びに附則第二条第二項、第四条第一項及び第六条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第三十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第一条　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第二十項」を「第二条第二十一項」に改める。

第二条第一項中「第二条第二十三項第五号」を「第二条第二十四項第五号」に改め、同条第二項中「第二条第二十三項第八号」を「第二条第二十四項第八号」に改め、同項第八号中「第二条第二十三項第一号」を「第二条第二十四項第一号」に改める。

第三条中「第二条第三十四項」を「第二条第三十五項」に改める。

第七条中「導入又は」を「導入」に改め、「販売」の下に「又は特定生産性向上設備等（法第二条第二十項に規定する特定生産性向上設備等をいう。）の導入」を加える。

第二十五条第二号中「第二条第二十七項」を「第二条第二十八項」に改める。

第二十六条第一項第三号中「第二条第二十九項」を「第二条第三十項」に改める。

第三十条第二項中「第二条第三十一項第五号」を「第二条第三十二項第五号」に改める。

第二条　貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（区分経理に係る会社法の規定の技術的読替え）

第三条の二　法第二十条の三第二項において法第二十条の二の規定により株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）が区分して行う経理について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十九条第一項	が資本金	が貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	準備金の	同法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金の
		を資本金	を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第一号	資本金	貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第二号	準備金	貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金
第八百二十八条第一項第五号	おける資本金	おける貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	資本金の額の減少の	当該資本金の額の減少の
第八百二十八条第二項第五号	資本金	貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金

第四条中「株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）」を「会社」に改める。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の四条を加える。

（納付金額の通知及び納付の期限）

第二条　経済産業大臣は、法附則第二条第二項に規定する経済産業大臣が定める金額を定めたときは、会社に対し、当該金額を通知しなければならない。

2　会社は、前項の規定による通知を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、当該通知を受けた金額を国庫に納付しなければならない。

（国債の償還等）

第三条　会社は、法附則第四条第一項の規定により国債の償還の請求をしようとするときは、その償還の内容に関し、経済産業大臣に協議するものとする。この場合において、経済産業大臣は、財務大臣に協議するものとする。

（国庫への納付手続）

第四条　会社は、法附則第六条の規定による納付金を納付するときは、当該納付金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　会社は、法附則第六条の規定による納付金を納付するときは、同条の規定に基づいて計算した当該事業年度の納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の七月二十一日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

（納付金の帰属する会計）

第五条　法附則第二条第二項及び第六条の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）附則第三条第一項の規定に基づき発行する国債

附　則

この政令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗